平成２９年（フ）第７４号
北海道網走市桂町５丁目170番地の27　エクセレント301、申立時の住所北海道夕張市南清水沢３丁目25番地８
債務者　遠山　　尚
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第１号
北海道樺戸郡月形町字チクシベツ203番地258
債務者　今　　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第３号
北海道岩見沢市８条西19丁目７番地２　第１高橋マンション６号室
債務者　小田　義弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１５９号
北海道帯広市南の森西４丁目３番地１
債務者　矢野　典子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
福島県会津若松市七日町14番５号　センチュリーハイム405、前住所福島県河沼郡会津坂下町字沢ノ目1722番地11
債務者　齋藤　和隆
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第２号
新潟県佐渡市両津夷269番地３　大和産業ビル601
債務者　舩山　一夫
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第５６５４号
大阪府大東市大野１丁目11番１号（1004）
債務者　今中　光雄
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７３号
大阪市淀川区加島２丁目２番48号
債務者　松浦　愛子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３０３号
大阪府高槻市西五百住町14番16号　田中ハイツＡ―201号
債務者　ヨシダ整骨院ことよろこび整体院こと
吉田　正和
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２０号
大阪市住吉区千躰１丁目４番15号　カツタビルディング３号館　３Ｃ号、前住所大阪府東大阪市東山町６番１号　リリーフ明日香新石切　401号
債務者　前田　政彦
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５１号
大阪府吹田市山田北５―14、住民票上の住所大阪府吹田市千里山西６丁目８番30号
債務者　紀川洋一郎
法定代理人成年後見人　湊　　和枝
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４１３号
大阪府八尾市刑部４丁目215番地の１　乙菊101号
債務者　細川　由美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４２８号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府東大阪市柏田本町12番15号
債務者　大西　義隆
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７４号
大阪市大正区千島２丁目４番３―818号
債務者　林　　淳子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７８号
大阪市平野区平野東１丁目９番22号　金子方
債務者　太田　繁雄
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４８８号
大阪市淀川区木川東４丁目４番32―503号
債務者　山崎　　勇
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部